

「このときはガモの厨、荷出しにと、」

元三 ①の①に 二枚の印は映ろうか

1. 身分証明書、メモを 15分いかボケットを調べよう。
2. 悠里と共に出、先ず、飛利隊員に「氏名、住所を」を向かわせるが、全て「取替」すること。

3. 列車の取替

の才に「新橋港ニ并新1、電話591-1301」を壁にし、と自弁から、はまきりと向度も言うこと、(「氏名、住所を言わなければ、たぬに」などとイアアラヒをしても、君は弁護士を壁にする権利がある。一判事は203.2044一)

②翌朝午後8時向は、警察判明で留置される。この間「取替」されるが、「取替を認め、署名、捺印は総局拒否すること」(判事の判官は、ドウカソ、僕達の録音してある。)

4. 取替の取替

①市庫より取替は上手である。ことに、ソバライム一トに乗るな。

②判事の取替と目録、「完全黙利、署名、捺印非送」

担任弁護士 濱藤浩二 電話 591-1301

5. 裁判所

①選請に其の方から「3月4日」(12時向)

日に北沢人ばら前る。

②取替で、氏名、住所、を言うのがはるるが、あくまでも、北沢君の弁護士に臨臨に従うこと。(※ ことに「北沢君の選請」は、弁護士の指承書あるはる—3月4日向—は完全黙利を認めること。案の違ひに自り+親近セシターとの連絡がとれなくはるることがあるのだ。)

6 「自弁の事、反論の事についてしゃべってその趣くはることはいい。」

7 「万一、事案五しゃべって、ついつまらぬわけしようとしぬいで黙りにく、としようこと」

8 最近の権力の弾圧状況と考えると、「3月29日」の事案は、なしの留置をせけることもある。

9 「権力の手中に己方ある時は、黙利すること能、黙利の印にてあり、選一の自己其を平復である」